

令和3年坂祝町議会
第2回定例会 議案

令和3年6月7日提出
加茂郡坂祝町

付議事件

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 議案第30号 | 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第31号 | 坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第32号 | 坂祝町総合福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第33号 | 坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第34号 | 坂祝町企業誘致条例の制定について |
| 議案第35号 | 令和3年度坂祝町一般会計補正予算（第1号）について |
| 議案第36号 | 令和3年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 議案第37号 | 工事請負契約の締結について |

議案第 30 号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

令和 3 年度から押印の見直しを全庁的に実施し、町民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、関係する条例について所要の改正を行うものです。

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（案）

（坂祝町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第1条 坂祝町固定資産評価審査委員会条例(昭和38年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときには代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し<u>なければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署名押印しなければならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>

<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければなら</u>ない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p>	<p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければ</u>ならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p>
<p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければ</u>ならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければ</u>ならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p>
<p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名しなければ</u>ならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印しなければ</u>ならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(坂祝町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 坂祝町職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>様式による宣誓書を任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員に提出しなければ</u>ならない。</p> <p>2 <u>前項の規定による宣誓書の提出は、職員がその職務に従事する前にするものとする。ただし、天災その他任命権者</u></p>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員にあつては教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前において<u>別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行</u>ってはならない。</p>

<p><u>が定める理由がある場合において、職員が同項の規定による宣誓書の提出をしないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかにすれば足りる。</u></p> <p><u>3</u> (略) (権限の委任)</p> <p>第3条 この<u>条例に定めるもののほか</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p><u>様式(第2条関係)</u> 【別記1 参照】</p>	<p>2 (略) (権限の委任)</p> <p>第3条 この<u>条例に定めるものを除くほか</u>、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。</p> <p><u>別記様式(第2条関係)</u> 【別記1 参照】</p>
---	--

(坂祝町火入れに関する条例の一部改正)

第3条 坂祝町火入れに関する条例(昭和59年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>様式第1号(第2条関係)</u> 【別記2 参照】</p>	<p><u>様式第1号(第2条関係)</u> 【別記2 参照】</p>

(坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 坂祝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任用)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 団員は、その任命後<u>宣誓書(様式)</u>に署名しなければならない。</p>	<p>(任用)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 団員は、その任命後<u>次の宣誓書</u>に署名しなければならない。</p> <p>【別記3 参照】</p>

附則の次に次の様式を加える。

【別記4 参照】

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

【別記1】

改正後

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

改正前

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟

改正前

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

坂祝町長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

次のように火入れを行いたいので許可されたく坂祝町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。

火 入 地	所在地	坂祝町	
	所有者 (管理者)		
	地種区分	保安林()、普通林、原野、その他()	
	所有区分	国有地()、公有地()、私有地()	
	面積	総面積	ヘクタール
火入れ期間		年 月 日～ 年 月 日(日間)	
火入れ目的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火入れ方法			
防 火 体 制	火入従事者	男 人	女 人 計 人
	防火帯	延長	メートル、幅員 メートル
	器具		
火入責任者			
備考	(添付書類 通)		

- (注) 1 保安林の()の中には保安林種を記入
 2 その他の()には土地現況を記入
 3 所有区分の()には所有形態の細分(部分林、部落有林、社寺有林等)を記入

【別記3】

改正前

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

坂祝町消防団

氏 名

⑨

【別記4】

改正後

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

坂祝町消防団

氏 名

議案第 31 号

坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について、令和 3 年度も令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が到来するものも対象となることが確認されたため改正し、併せて新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）により、「新型コロナウイルス感染症」の定義が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定されたことから改正を行うものです。

坂祝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町国民健康保険税条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>14 <u>令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)</u>が定められている国民健康保険税(資格を取得した日から<u>14日以内</u>に加入手続が行われなかったため<u>令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税</u>であって、当該届出が資格を取得した日から<u>14日以内</u>に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第24条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)</p> <p>14 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。)</u>が定められている国民健康保険税の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第24条の3第1項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)</u>である感染症をいう。次号において同じ。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

議案第 3 2 号

坂祝町総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

坂祝町総合福祉会館での一般浴の使用料を、受益者負担の観点から使用料を引き上げるため、坂祝町総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

坂祝町総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（案）

坂祝町総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第11条（略） 2 一般浴の使用料は、一人1回につき <u>200円</u> とする。ただし、町内に住所を有する者は <u>100円</u> とする。	(使用料) 第11条（略） 2 一般浴の使用料は、一人1回につき <u>100円</u> とする。ただし、町内に住所を有する者は <u>無料</u> とする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

議案第 33 号

坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町国民健康保険条例の一部を改正するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）により、「新型コロナウイルス感染症」の定義が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定されたことから規定の改正を行うものです。

坂祝町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町国民健康保険条例(昭和39年条例第2号)を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金)</p> <p>第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限る。)である感染症をいう。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 4 号

坂祝町企業誘致条例の制定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、坂祝町企業誘致条例を制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

坂祝町長 柴 山 佳 也

提 案 理 由

町内に事業所を新設し、又は増設する者に対して必要な奨励措置を講じることにより、企業の誘致を図るとともに、積極的に産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって町勢の進展に寄与することを目的に条例を制定するものです。

坂祝町企業誘致条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、町内に事業所を新設し、又は増設する者に対して必要な奨励措置を講じることにより、企業の誘致を図るとともに、積極的に産業の振興及び雇用の拡大を図り、もって町勢の進展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 次に掲げる事業の事務所、工場その他事業の用に供する施設をいう。
 - ア 製造業 物品の製造、加工、組立て等生産に関する事業
 - イ 研究開発事業 高度技術工業又はこれに類する技術の基礎研究、応用研究又は製品開発研究を行う事業
 - ウ 情報処理事業 ソフトウェア業、情報処理又は情報提供サービス業、コールセンター、データセンター等これらに類する事業
 - エ その他町長が認める事業
- (2) 投下固定資産額 事業所の用に供するため、新たに取得した次に掲げる土地、家屋又は償却資産の取得価額の合計額をいう。
 - ア 土地 事業所の事業の開始前3年以内に取得したもの（造成費を含む。）
 - イ 家屋 直接事業の用に供するものとして事業所の操業又は営業の開始前1年以内に取得したもの
 - ウ 償却資産 家屋の取得に伴い新たに取得したもののうち、事業所の操業又は営業の開始前1年以内に取得した償却資産で、投下固定資産の対象となる事業所に設置したもの
- (3) 新設 町内に事業所を有しない者が、町内に新たに事業所を取得し、建設し、又は経営することをいう。
- (4) 増設 町内に事業所を有する者が、町内に新たに事業所を設置し、又は既設の事業所を拡充することをいう。
- (5) 常時雇用する町内在住の従業員 事業所において、継続的な雇用関係にある正規の従業員（時間給又は日給の従業員を除く。）のうち町内に在住し、引き続き1年以上雇用される者をいう。
- (6) 指定事業所 第5条第1項の規定により指定した法人又は個人をいう。
- (7) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

（奨励措置）

第3条 町長は、指定事業所に対し、奨励措置として事業所設置奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

（指定の要件）

第4条 指定事業所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める指定基準に該当する者でなければならない。

- (1) 新設 投下固定資産額が3億円以上（中小企業者においては、1億円以上）

で、かつ、常時雇用する町内在住の従業員が10人以上（中小企業者においては、5人以上）であること。

- (2) 増設 投下固定資産額が1億円以上（中小企業者においては、5,000万円以上）で、かつ、常時雇用する町内在住の従業員が5人以上（中小企業者においては、3人以上）であること。

(指定)

第5条 町長は、前条の指定基準に該当する者のうち適当と認める者を指定事業所として指定する。

- 2 前項の指定を受けようとする者は、町長に申請しなければならない。

(奨励金の交付)

第6条 町長は、指定事業所に対し当該事業所の新設又は増設に伴う固定資産相当額に対応する固定資産税相当額を上限として、奨励金を交付する。

- 2 奨励金を交付することのできる期間は、事業開始後初めて固定資産税を賦課された年度から起算して3年を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、奨励金は、同項の期間中の各年度において、第4条各号にそれぞれ定める常時雇用する従業員の数に満たない年度は、これを交付しないものとする。

(指定の取消し等)

第7条 町長は、指定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、奨励措置を停止する。

- (1) 第4条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業を廃止し、若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の状態にあると認められるとき。
- (3) 町税その他の諸納付金の未納があるとき。
- (4) 事業所を事業の目的に使用せず、他の用途に供したとき。
- (5) 偽りその他不正な行為により奨励金を受け、又は受けようとしたとき。
- (6) その他町長が奨励措置をすることが不相当と認めたとき。

- 2 町長は、前項の場合において必要があると認めるときは、前項各号に定める事項に関して調査することができる。

(奨励金の返還)

第8条 町長は、指定事業所が前条第1項第4号及び第5号に該当するときは、最後に奨励金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して10年以内に事業所を廃止又は休止したとき、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還するよう当該事業所に対して命じるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号

令和3年度坂祝町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度坂祝町一般会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和3年6月7日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第36号

令和3年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第1号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和3年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第1号）を提出するものとする。

令和2年6月7日 提出

坂祝町長 柴山佳也

議案第37号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年坂祝町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月7日 提出

坂祝町長 柴山佳也

記

1. 契約の目的 坂こ工第3-1号
子育て支援拠点施設建設工事
2. 契約金額 426,800,000円
3. 工期 契約の日から令和4年9月15日まで
4. 契約の相手方 株式会社栗山組
加茂郡坂祝町酒倉2008
5. 契約の方法 一般競争入札（事後審査型条件付き）